

改正案	現行
<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第四条の二 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）</p> <p>四 外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十一条第一項に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）で新投資口予約権証券に類する証券</p> <p>2 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの</p> <p>二 新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）</p> <p>三 外国の者に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの</p> <p>（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け）</p> <p>第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める</p>	<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第四条の二 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け）</p> <p>第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める</p>

ものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するために必要なものとして当該有価証券を担保として行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円（当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内に限る。次号において同じ。）を超えないもの

イ〜ホ（略）

へ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

ト 投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）若しくは投資法人債券（同条第二十項に規定する投資法人債券をいう。第一百七条第十六項第三号並びに第五十三条第一項第四号ハ及びニにおいて同じ。）又は外国投資証券（新投資口予約権証券に類するものを除く。）

チ（略）

二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次に掲げるいずれかのもの（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該有価証券に係る解約を請求し

ものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するために必要なものとして当該有価証券を担保として行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円（当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内に限る。次号において同じ。）を超えないもの

イ〜ホ（略）

へ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

ト 投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）若しくは投資法人債券（同条第十八項に規定する投資法人債券をいう。第一百七条第十六項第三号並びに第五十三条第一項第四号ハ及びニにおいて同じ。）又は外国投資証券（同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。第一百七十七条第十六項第三号において同じ。）

チ（略）

二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次に掲げるいずれかのもの（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該有価証券に係る解約を請求し

た顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の本金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。ハ、第八十条第一項第五号ト、第一百十條第一項第一号ハ、第二百二十五條の四第一項第三号及び第二百二十九條の二を除き、以下同じ。）のうち、主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証券で同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ 投資信託のうち、主たる投資対象を中期の利付国債、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであって、イの(1)から(4)までに掲げる要件の全てに該当するものの受益証券

ハ (略)

(その他書面を交付するとき等)

た顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の本金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。ハ、第八十条第一項第五号ト、第一百十條第一項第一号ハ及び第二百二十五條の四第一項第三号を除き、以下同じ。）のうち、主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証券で同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであって、次に掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ 投資信託のうち、主たる投資対象を中期の利付国債、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであって、イの(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

ハ (略)

(その他書面を交付するとき等)

第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る投資信託契約又は投資信託及び投資法人に関する法律第二十四条に規定する外国投資信託に係る信託契約の全部又は一部の解約があつたとき（法第三十七条の四第一項に規定する金融商品取引契約の成立に該当するときを除く。）。

二 四（略）  
2（略）

（禁止行為）

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 二十一（略）

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券、

第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る投資信託契約又は投資信託及び投資法人に関する法律第二十二項に規定する外国投資信託に係る信託契約の全部又は一部の解約があつたとき（法第三十七条の四第一項に規定する金融商品取引契約の成立に該当するときを除く。）。

二 四（略）  
2（略）

（禁止行為）

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 二十一（略）

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及

時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券及び時価又は時価に近い一定の価格により投資証券が発行される新投資口予約権を表示する新投資口予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第八号において「時価新投資口予約権証券」という。）以外の新投資口予約権証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ・ロ（略）

び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ・ロ（略）

ハ 令第二十条第一項に規定する安定操作取引に係る有価証券の発行者の計算による株券又は投資証券の買付けの受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をする行為

ニ・ホ （略）

二十三 安定操作取引又はその受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした金融商品取引業者が、その最初に行った安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券、投資証券若しくは時価新投資口予約権証券について買付けの受託等若しくは売付け（金融商品取引業者等からの買付けの受託等、金融商品取引業者等への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券関連デリバティブ取引（コールの取得又はプットの付与に限る。）の受託等（金融商品取引業者等からの受託等を除く。）をする行為

二十四～三十四 （略）

2～22 （略）

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

ハ 令第二十条第一項に規定する安定操作取引に係る有価証券の発行者である会社の計算による株券の買付けの受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をする行為

ニ・ホ （略）

二十三 安定操作取引又はその受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした金融商品取引業者が、その最初に行った安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券若しくは投資証券について買付けの受託等若しくは売付け（金融商品取引業者等からの買付けの受託等、金融商品取引業者等への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券関連デリバティブ取引（コールの取得又はプットの付与に限る。）の受託等（金融商品取引業者等からの受託等を除く。）をする行為

二十四～三十四 （略）

2～22 （略）

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇八 (略)

九 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（第六十五条第二号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。））、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、金融商品取引所に上場されているもの及び店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号及び第二百八十一条第六号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号及び同条第六号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家を除く。次号において同じ。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

十〇二十一の三 (略)

二十一の四 特定店頭オプション取引について、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ 特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する

一〇八 (略)

九 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（第六十五条第二号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。））、投資証券又は外国投資証券（同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）で投資証券に類する証券をいい、金融商品取引所に上場されているもの及び店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号及び第二百八十一条第六号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号及び同条第六号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家を除く。次号において同じ。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

十〇二十一の三 (略)

二十一の四 特定店頭オプション取引について、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ 特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する

業務執行組合員等をいう。以下イにおいて同じ。）が業務執行組合員等として特定店頭オプション取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。ロにおいて同じ。）に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法）を提示すること。

ロ (略)

二十二～二十九 (略)

2～6 (略)

(最良執行方針等)

第二百二十四条 令第十六条の六第一項第一号イに規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 新投資口予約権証券又は外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

九・十 (略)

2～6 (略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

業務執行組合員等をいう。イにおいて同じ。）が業務執行組合員等として特定店頭オプション取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。ロにおいて同じ。）に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法）を提示すること。

ロ (略)

二十二～二十九 (略)

2～6 (略)

(最良執行方針等)

第二百二十四条 令第十六条の六第一項第一号イに規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

(新設)

八・九 (略)

2～6 (略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)



三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

イ（略）

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する証券

ハ～ホ（略）

254（略）

（運用財産相互取引の禁止の適用除外）

第二百二十九条 法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第

二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ（略）

二 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に当該取引

三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

イ（略）

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

ハ～ホ（略）

254（略）

（運用財産相互取引の禁止の適用除外）

第二百二十九条 法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第

二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ（略）

二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産のすべての権利者に当該取引

の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明(2)において「取引説明」という。)を行い、当該全ての権利者の同意(双方の運用財産の法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあっては、双方の運用財産に係る(1)の同意を含む。)を得たものであること。

(1) 全ての権利者の半数以上(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)であつて、かつ、全ての権利者の有する法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利の四分の三(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数の同意を得た場合には法第四十二条の二第二号に掲げる行為を行うことができる旨

(2) (略)

ロ (略)

三 (略)

2 前項第一号ロの「対象有価証券売買取引等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 次に掲げる有価証券(法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

イ・ロ (略)

引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明(2)において「取引説明」という。)を行い、当該すべての権利者の同意(双方の運用財産の法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項のすべての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあっては、双方の運用財産に係る(1)の同意を含む。)を得たものであること。

(1) すべての権利者の半数以上(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)であつて、かつ、すべての権利者の有する法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利の四分の三(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数の同意を得た場合には法第四十二条の二第二号に掲げる行為を行うことができる旨

(2) (略)

ロ (略)

三 (略)

2 前項第一号ロの「対象有価証券売買取引等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 次に掲げる有価証券(法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

イ・ロ (略)

ハ 指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規

定する指定外国金融商品取引所をいう。次項第三号及び第三百三

十條第三項第二号において同じ。）に上場されている有価証券  
ニ イからハまでに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げ

るもの  
(1) (3) (略)

二・三 (略)

3 第一項第一号ロの対象有価証券売買取引等は、次の各号に掲げる  
取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一・二 (略)

三 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 指定外国金融商品取引  
所において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき  
算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法によ  
り算出した価額により行うもの

四 前項第一号ニに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている  
最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理  
的な方法により算出した価額により行うもの

五・六 (略)

(投資運用業に関する損失補填の禁止の適用除外)

第二百二十九条の二 法第四十二条の二第六号に規定する権利者と金融  
商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係  
る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は

(新設)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるも  
の

(1) (3) (略)

二・三 (略)

3 第一項第一号ロの対象有価証券売買取引等は、次の各号に掲げる  
取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている  
最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理  
的な方法により算出した価額により行うもの

四・五 (略)

(新設)

保有されるものとして内閣府令で定める投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であつて、当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとする。

（投資運用業に関する禁止行為）

第三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 （略）

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は登録金融機関業務として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとに全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 （略）

八 運用財産（法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。以下この号、次号及び次項において同じ。）に關し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により

（投資運用業に関する禁止行為）

第三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 （略）

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は登録金融機関業務として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 （略）

八 運用財産（法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。以下この号及び次項において同じ。）に關し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出し

算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

八の二 運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法とてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

九〇十五 （略）

2 前項（第八号及び第八号の二に係る部分に限る。）の規定は、運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。以下この項において同じ。）について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の運用財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

3 第一項第十五号の「対象有価証券」とは、第九十六条第四項に規定する対象有価証券（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 （略）

二 指定外国金融商品取引所に上場されているもの

た額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

（新設）

九〇十五 （略）

2 前項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。以下この項において同じ。）について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の運用財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

3 第一項第十五号の「対象有価証券」とは、第九十六条第四項に規定する対象有価証券（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 （略）

二 令第二条の十二の三第四号口に規定する指定外国金融商品取引所に上場されているもの

4  
5  
6 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)  
第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹事会社となること。

イ (略)

ロ 新株予約権証券又は新投資口予約権証券であつて、新株予約権又は新投資口予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券又は投資証券がイに該当するもの

ハ (略)

ニ 株券等(株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券をいう。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格(新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあつては新投資口予約権の行使に際して払い込む

4  
5  
6 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)  
第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹事会社となること。

イ (略)

ロ 新株予約権証券であつて、新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するもの

ハ (略)

ニ 株券等(株券、新株予約権証券、社債券、投資証券又は投資法人債券をいう。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格(新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い

べき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）

(1) (7) (略)

五〇十四 (略)

二〇四 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇十六 (略)

十七 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 法第四十二条の七第一項の運用報告書（投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資信託委託会社をいい、同条第一項に規定する委託者指図型投資信託に類する同条第二十四項に規定する外国投資信託の受

込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）

(1) (7) (略)

五〇十四 (略)

二〇四 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇十六 (略)

十七 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 法第四十二条の七第一項の運用報告書（投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資信託委託会社をいい、同条第一項に規定する委託者指図型投資信託に類する同条第二十二項に規定する外国投資信託の受

益証券の発行者を含む。ホにおいて同じ。）であるときは、同法第十四条第一項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の運用報告書及び同法第十四条第四項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の写し

ハ〜ホ（略）

2  
(略)

（取引所取引業務に係る禁止行為）

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜七（略）

八 安定操作取引又はその受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした取引所取引許可業者が、その最初に行った安定操作取引の時から令第二十四条第一項に規定する安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券、投資証券若しくは時価新投資口予約権証券について買付けの受託等若しくは売付け（金融商品取引業者等からの買付けの受託等、金融商品取引業者等への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券関連デリバティブ取引（コールの取得又はプットの付与に限る。）の受託等（金融商品取引業者等からの受託等を除く

益証券の発行者を含む。ホにおいて同じ。）であるときは、同法第十四条第一項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の運用報告書を含む。）の写し

ハ〜ホ（略）

2  
(略)

（取引所取引業務に係る禁止行為）

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜七（略）

八 安定操作取引又はその受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした取引所取引許可業者が、その最初に行った安定操作取引の時から令第二十四条第一項に規定する安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券若しくは投資証券について買付けの受託等若しくは売付け（金融商品取引業者等からの買付けの受託等、金融商品取引業者等への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券関連デリバティブ取引（コールの取得又はプットの付与に限る。）の受託等（金融商品取引業者等からの受託等を除く。）をする行為



<p>2 2 4 (略)</p> <p>ハ ホ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券 、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新 投資口予約権証券に類する証券</p>	<p>2 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券 又は外国投資証券で投資証券に類する証券</p>
---	--

。 ) をする行為

2  
(略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券

、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する証券

2  
2  
4  
(略)

ハ  
ホ  
(略)

2  
(略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券

又は外国投資証券で投資証券に類する証券

2  
2  
4  
(略)

ハ  
ホ  
(略)

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十一号）

改正案	現行
<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格A4） （略）</p> <p>1 業務の状況            (1)～(5) （略）            (5-2) <u>第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が説明書類に記載する事項</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 別紙様式第十五号の二に記載されている事項              2 事業報告書に記載されている事項</p> </div> <p>(6)～(9) （略）            (注意事項)            1 業務の状況            (1)～(5) （略）            (5-2) <u>第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が説明書類に記載する事項</u>  <u>金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。）は、法第47条の3の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第十五号の二に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。</u>            (6)～(9) （略）            （略）</p> <p>(2) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況            ①～③ （略）            ④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況            イ～ヘ （略）            ト 金融商品取引行為の相手方の状況            （略）</p> <p>(注意事項)            1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。  <u>相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(2)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。</u>  <u>ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(2)において同じ。）を記載すること。</u></p>	<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格A4） （略）</p> <p>1 業務の状況            (1)～(5) （略）            (新設)</p> <p>(6)～(9) （略）            (注意事項)            1 業務の状況            (1)～(5) （略）            (新設)</p> <p>(6)～(9) （略）            （略）</p> <p>(2) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況            ①～③ （略）            ④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況            イ～ヘ （略）            ト 金融商品取引行為の相手方の状況            （略）</p> <p>(注意事項)            1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。  <u>相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(2)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。</u>  <u>ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(2)において同じ。）を記載すること。</u></p>

改正案

- 2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。
- 3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

⑤ 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表

イ・ロ (略)

ハ 投資法人

名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

(注意事項)

1～3 (略)

4 クローズド・エンド型投資法人については、「過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率」の記載を要しない。

5・6 (略)

⑥～⑨ (略)

(24) 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)		うち顧客の資産の額を前提とした契約	
投資者の区分	契約件数	契約件数	資産額
適格機関投資家	件	件	百万円
適格機関投資家以外の者	件	件	百万円
うち個人	件	件	百万円
合計	件	件	百万円

(注意事項)

「契約件数」の欄及び「資産額」の欄には、適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条に規定する適格機関投資家をいう。以下①及び②において同じ。）及び適格機関投資家以外の者に係る期末における数値

現行

- 2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。
- 3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

⑤ 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表

イ・ロ (略)

ハ 投資法人

名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

(注意事項)

1～3 (略)

(新設)

4・5 (略)

⑥～⑨ (略)

(24) 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)	うち顧客の資産の額を前提とした契約	
契約件数	契約件数	資産総額
件	件	百万円

② 内部管理の状況

--

(注意事項)

1 「契約数」の欄及び「資産総額」の欄には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

改正案

現行

を記載し、「うち顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

2 内部管理の状況  
「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等を記載すること。

② 助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等

③ 投資助言報酬 \_\_\_\_\_ 百万円

投資者の区分	助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等
適格機関投資家	
適格機関投資家以外の者	

(注意事項)

投資者の区分ごとに、当期において、助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類並びに助言の方法を記載すること。また、当該有価証券の発行者、当該発行者から委託を受けた運用会社又は管理会社から、経済的利益を直接又は間接に受領している場合は、その具体的内容を記載すること。

③ 助言を行った主な有価証券の内容

名 称	発行者等
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )

(注意事項)

1 「名称」の欄には、当期において助言を行った有価証券（法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券若しくは同項第11号に規定する外国投資証券又は同項第17号から第19号まで若しくは同条第2項第2号、第4号若しくは第6号に規定する有価証券に限る。以下1及び2において同じ。）のうち、主な有価証券の銘柄を記載し、当該有価証券が発行された国の名称を、括弧書として記載すること。

2 「発行者等」の欄には、有価証券の発行者、発行者から委託を受けた運用会社

改正案	現行
<p>及び発行者から委託を受けた管理会社（以下2において「発行者等」という。）  <u>の名称を記載し、発行者等が所在する国の名称を、括弧書として記載すること。</u></p> <p>④ 内部管理の状況</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 350px; margin: 5px 0;"></div> <p><u>(注意事項)</u>  「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等  <u>を記載すること。</u></p> <p>⑤ 投資助言報酬 _____ 百万円  (略)</p>	<p>(略)</p>

改正案										現行																																																																																																					
別紙様式第十五号の二（第百八十三条第一項、第二項関係） (日本工業規格 A 4)										別紙様式第十五号の二（第百八十三条第一項、第二項関係） (日本工業規格 A 4)																																																																																																					
(略)										(略)																																																																																																					
1 業務の状況										1 業務の状況																																																																																																					
(略)										(略)																																																																																																					
(17) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況										(17) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況																																																																																																					
①～③ (略)										①～③ (略)																																																																																																					
④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況										④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況																																																																																																					
イ～ヘ (略)										イ～ヘ (略)																																																																																																					
ト 金融商品取引行為の相手方の状況										ト 金融商品取引行為の相手方の状況																																																																																																					
(略)										(略)																																																																																																					
(注意事項)										(注意事項)																																																																																																					
1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。										1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。																																																																																																					
相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下17において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。										相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下17において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。																																																																																																					
ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下17において同じ。）を記載すること。										ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下17において同じ。）を記載すること。																																																																																																					
2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。										2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。																																																																																																					
3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。										3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。																																																																																																					
⑤ 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表										⑤ 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表																																																																																																					
イ・ロ (略)										イ・ロ (略)																																																																																																					
ハ 投資法人										ハ 投資法人																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">設立年月日</th> <th rowspan="2">存続期間</th> <th rowspan="2">当初出資額</th> <th rowspan="2">純資産額</th> <th colspan="2">特定資産組入比率</th> <th rowspan="2">1口当たり純資産額</th> <th rowspan="2">過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率</th> <th rowspan="2">設定来年平均運用利回り</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>特定資産</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td></td> <td>%</td> <td>円</td> <td>%</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考	特定資産	比率				百万円	百万円		%	円	%	%																								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">設立年月日</th> <th rowspan="2">存続期間</th> <th rowspan="2">当初出資額</th> <th rowspan="2">純資産額</th> <th colspan="2">特定資産組入比率</th> <th rowspan="2">1口当たり純資産額</th> <th rowspan="2">過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率</th> <th rowspan="2">設定来年平均運用利回り</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>特定資産</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td></td> <td>%</td> <td>円</td> <td>%</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考	特定資産	比率				百万円	百万円		%	円	%	%																							
名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り						備考																																																																																																
					特定資産	比率																																																																																																									
			百万円	百万円		%	円	%	%																																																																																																						
名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考																																																																																																					
					特定資産	比率																																																																																																									
			百万円	百万円		%	円	%	%																																																																																																						

改正案

現行

(注意事項)

1～3 (略)

4 クローズド・エンド型投資法人については、「過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率」の記載を要しない。

5・6 (略)

⑥～⑨ (略)

(略)

⑳ 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)		うち顧客の資産の額を前提とした契約	
投資者の区分	契約件数	契約件数	資産額
適格機関投資家	件	件	百万円
適格機関投資家以外の者	件	件	百万円
うち個人	件	件	百万円
合計	件	件	百万円

(注意事項)

「契約件数」の欄及び「資産額」の欄には、適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条に規定する適格機関投資家をいう。以下①及び②において同じ。）及び適格機関投資家以外の者に係る期末における数値を記載し、「うち顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

② 助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等

投資者の区分	助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等
適格機関投資家	
適格機関投資家以外の者	

(注意事項)

投資者の区分ごとに、当期において、助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類並びに助言の方法を記載すること。また、当該有価証券の発行者、当該発行者から委託を受けた運用会社又は管理会社から、経済的利益を直接又は間接に受領している場合は、その具体的内容を記載すること。

③ 助言を行った主な有価証券の内容

(注意事項)

1～3 (略)

(新設)

4・5 (略)

⑥～⑨ (略)

(略)

⑳ 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)		うち顧客の資産の額を前提とした契約	
契約件数	契約件数	資産総額	
件	件	百万円	

② 内部管理の状況

--

(注意事項)

1 「契約数」の欄及び「資産総額」の欄には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

2 内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等を記載すること。

③ 投資助言報酬 \_\_\_\_\_ 百万円

改正案		現行
名 称	発行者等	
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )	
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )	
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )	
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )	
( )	発行者 : ( ) 運用会社 : ( ) 管理会社 : ( )	
<u>(注意事項)</u>		
1 「名称」の欄には、当期において助言を行った有価証券（法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券若しくは同項第11号に規定する外国投資証券又は同項第17号から第19号まで若しくは同条第2項第2号、第4号若しくは第6号に規定する有価証券に限る。以下1及び2において同じ。）のうち、主な有価証券の銘柄を記載し、当該有価証券が発行された国の名称を、括弧書として記載すること。		
2 「発行者等」の欄には、有価証券の発行者、発行者から委託を受けた運用会社及び発行者から委託を受けた管理会社（以下2において「発行者等」という。）の名称を記載し、発行者等が所在する国の名称を、括弧書として記載すること。		
④ 内部管理の状況		
<u>(注意事項)</u>		
「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等を記載すること。		
⑤ 投資助言報酬 _____ 百万円		
(略)		(略)